



毎月 1 回 1 日 発行  
 発行 公益社団法人 全国防災協会

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町 3-11  
 (パインランド日本橋ビル 5F)

電話 03 (6661) 9730 FAX 03 (6661) 9733

発行責任者 曾田 進 印刷所 (株)白 橋



平成25年度 全国防災協会定時総会 (東京都千代田区 砂防会館)

目 次

水防法の改正について……………国土交通省水管理・国土保全局… 2

水防月間をかえりみて……………国土交通省水管理・国土保全局  
 河川環境課 水防企画室 …… 6

特別警報が始まります……………気象庁… 9

平成25年度 全国防災協会定時総会開催……………11

査定官メッセージ 「査定雑感・査定中の想い」  
 ……国土交通省水管理・国土保全局防災課 馴松 義昭…13

会員だより 「復興いわてのご紹介」  
 ……岩手県県土整備部砂防災害課 主査 對馬 豪敏…15

協会だより……………17

# 水防法の改正について

国土交通省水管理・国土保全局

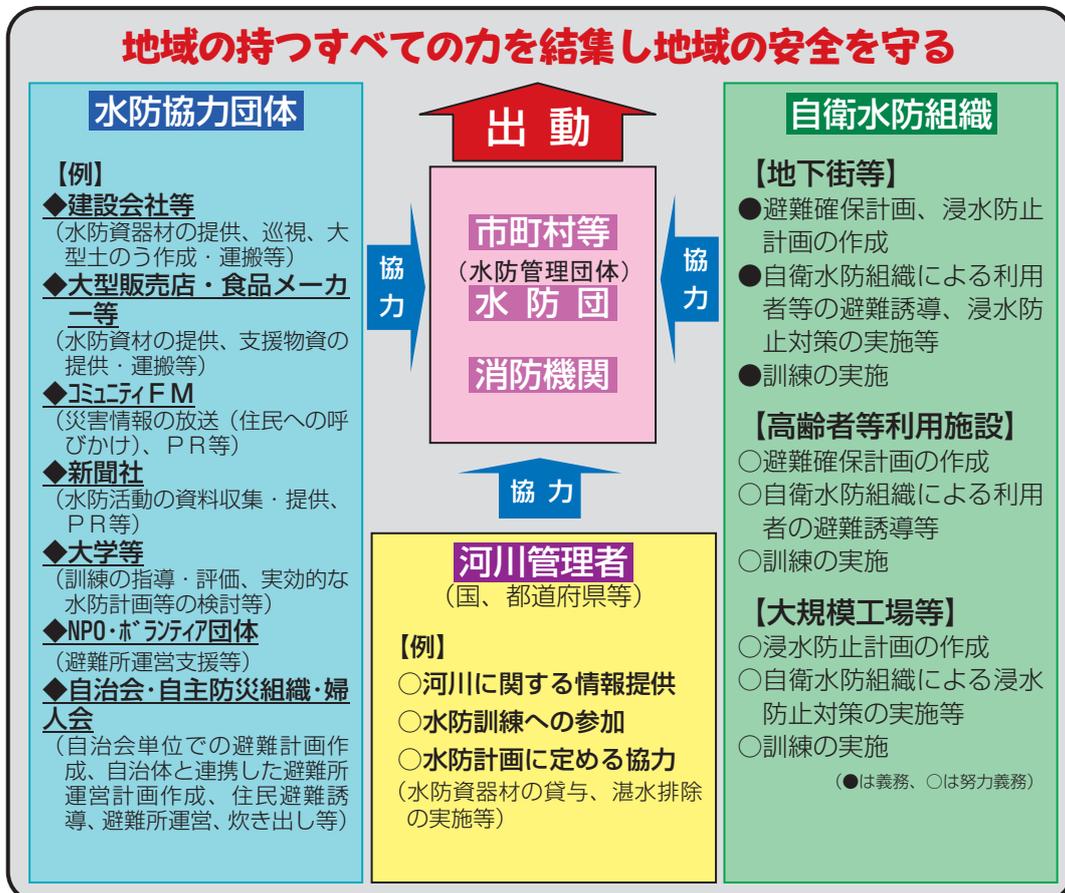
近年、集中豪雨が頻発しており、時間雨量100mmを超える局地的な集中豪雨も見られます。平成23年には台風第12号により紀伊半島の広い範囲で総降水量1,000mmを超える記録的な大雨となり、大きな被害が発生しました。また、昨年7月の九州北部豪雨では、矢部川の直轄管理区間の堤防が決壊するなど大きな被害が発生しています。

このように豪雨や台風の強度が増大し事態が深刻化する中、水防団員の減少等により、地域の水防力は弱体化が進んでいます。このため、水防団だけでなく、河川管理者、民間事業者などの多様な主体

の連携によって地域の水防力を強化することが求められています。

水災の被害軽減には、河川管理者による河川整備や危機対応だけでなく、河川管理と水防との連携を一層強化することが求められることから、河川管理者の水防への協力について、法律上でも明確化し、連携を確実なものとする必要があります。

また、都市水害のリスクが増大する中、地下街や高齢者等が利用する施設、大規模工場等は、いったん浸水が発生した場合、深刻な人的・物的被害が発生し、地域の経済活動にも多大な影響を及ぼすおそ



水防法改正のポイント

れがあります。

このため、浸水想定区域内にある地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等の事業所において、避難確保や浸水防止に関する計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置によって民間事業者自ら水防活動を進めていただく必要があります。

こうした中、水災に対処して、確実な避難の確保やそのための体制の整備等を行うことについては、水防法がその使命としているところであることから、同法に基づく水防体制を強化するため、様々な主体の連携による地域の水防体制の強化を目的として水防法を改正することとしました。以下、改正の概要を説明します。

#### 一 水防計画における河川管理者の協力に関する事項の記載について（第 2 条、第 7 条及び第 33 条 関係）

これまで、実態上は、河川管理者による情報提供や訓練参加など水防への協力は行われてきましたが、法律上、明確に規定されていませんでした。また、本年 2 月にとりまとめられた水害サミット実行委員会の「これからの水害対策に関する提言」においても、「広域・大規模な水防活動の主体整備」として、「災害時には河川管理者と水防管理者が水防活動状況などの情報を共有し、連携しながら迅速かつ的確な災害対応ができるよう、水防管理者と河川管理者が有している資機材や人員等を広域・大規模な水害時に有効に活用できる体制について検討し、対応を進めるべき」とされており、河川管理と水防の連携による体制整備は水防の担い手である市町村からも求められてきたところです。

このため、都道府県又は市町村等指定水防管理団体が作成する水防計画に、あらかじめ河川管理者と協議して同意を得た水防への協力事項（河川管理者による水位、流量等の河川に関する情報提供や水防訓練への参加、水防資機材の提供等）を記載するための規定を設けるとともに、河川法においても、河川管理者にその実行を義務付けるための規定を設けることとしました。

#### 二 洪水予報等の関係市町村長への通知について（第 13 条の 2 関係）

これまで洪水予報等の気象や河川に関する情報は水防管理者等に通知することとされており、市町村長には通知することとはされていなかったことか

ら、複数の市町村にまたがる区域を管轄する水防事務組合や水害予防組合の場合、組合の管理者ではない市町村長には情報が伝達されないという不都合が生じるおそれがありました。

また、「首都圏大規模水害対策大綱」（平成 24 年 9 月中央防災会議）においては、警戒情報や避難勧告・指示等の判断に有効な情報が各市区町村長に確実に伝達されるよう、市区町村長へ情報を直接伝達する仕組みを整備することとされました。

これらを踏まえ、市町村長が避難勧告等を迅速かつ的確に判断できるよう、関係市町村長への情報伝達を確実にするために、従来の水防管理者等への通知の規定も残しつつ、市町村長への通知を規定することとしました。

これにより、市町村長にとって、水災時の避難勧告・指示等の判断に資する情報が従来より早く確実に伝達されることとなるほか、今回の改正に盛り込まれている自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達も迅速なものとなることが期待されます。

#### 三 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置について（第 15 条から第 15 条の 5 まで関係）

水防において市町村等の行政が果たす役割は大きいですが、水災の発生を防止し、水災による被害の軽減を図るためには、行政のみではなく、企業や一般国民が果たす役割が大きいことから、企業等において自ら水災を防止する取組を促進することも重要な課題です。消防においては、既にこのような観点から、自衛消防に関する取組が進められてきたところです。

浸水想定区域内の地下街等については、不特定多数の者が利用し、かつ、閉鎖的な空間であるため地上と比較して浸水のスピードが速いという特性を有し、水災上の危険性が極めて高いことから、従来より避難確保計画の作成を義務付けてきたところですが、地下街等の安全対策を一層促進させるため、今回の改正により、浸水防止計画の作成、訓練の実施及び自衛水防組織の設置を新たに義務付けることとしました。

また、浸水想定区域内の、一般の住民と比較し避難に多くの時間を要する高齢者及び児童等が利用する施設である要配慮者利用施設や、浸水した場合に社会経済活動や地域の雇用に著しい影響を及ぼすような大規模工場等においても、事業者自らが水災を

防止する取組を促進していくための計画の作成や、自衛水防組織の設置等を努力義務として新たに規定したところです。

これらの施設の中には、既に洪水時における避難確保や浸水防止の取組を含む非常災害に関する具体的計画を作成し、定期的に避難訓練などの訓練を行うとともに、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備しているものもありますが、全国の多くの施設において同様の措置が講じられるよう、今回の法改正で制度整備を図ることとしたものです。

なお、避難確保計画や浸水防止計画の作成等が義務化又は努力義務化されるこれらの施設の管理者等に対しては、その取組に必要な洪水予報等の情報が確実に伝達されるよう、市町村地域防災計画にその伝達方法を定めることとしています。

#### (一) 地下街等における措置について

地下街等が浸水した場合には、多数の利用者の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、従来より避難確保計画の作成を義務付けてきたところですが、都市災害のリスク（災害発生の頻度及び規模）が増大する中、効果的に浸水被害を防止するためには、従来の避難に加え、浸水そのものを防ぐ取組が重要となります。

このため、今回の改正では、これまで避難確保の観点のみであった計画の内容に「浸水防止」の観点も加えるとともに、「訓練の実施」、「自衛水防組織の設置」を義務付けることとしました。

#### (二) 要配慮者利用施設における措置について

要配慮者利用施設は、高齢者や幼児等が利用する施設であり、一般の住民より避難に多くの時間を要する特性を有しています。また、施設によっては、避難対象者の健康状態や施設外への避難の適否等も考慮して、的確な避難先の選定や必要な搬送手段及び搬送体制の確保を検討する必要があることから、事前の避難確保計画の作成、訓練の実施及び自衛水防組織の設置を努力義務として規定することとしました。

なお、特別養護老人ホームなどにおいては、従来より厚生労働省令の定めるところにより、非常災害に関する具体的な計画を立て、定期的に訓練を行わなければならないこととされていることから、既存の計画や訓練が洪水時の施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を内容に含むものであれば、既存の計

画又は訓練でも足りることとしています。

#### (三) 大規模工場等における措置について

平成23年にタイのチャオプラヤ川で発生した洪水氾濫では、長期にわたる浸水、排水等が課題となったほか、日本を含む多くの外国企業の海外生産工場が被災し、世界的に大きな経済被害が発生しました。日本においても、近年、大規模な水害に加えて局地的な大雨による出水が増加している傾向にあり、特に大規模工場等を有する企業においては、事業活動を継続してサプライチェーンを保持していくためには、水害から施設を守ることが非常に重要な課題となっています。

このため、市町村が、国土交通省令で定める基準を参酌するとともに地域の実態を踏まえて、条例で定める用途及び規模に該当する事業所等で、自ら申出があったものについては、浸水防止計画の作成、訓練の実施及び自衛水防組織の設置を努力義務として規定することとしました。

なお、このような申出があった大規模工場等の管理者等に対しては、今回新たに、その取組に必要な洪水予報等の情報が確実に伝達されるよう、市町村地域防災計画にその伝達方法を定めることとしました。

### 四 水防協力団体の対象及び業務の拡大について (第36条及び第37条関係)

#### (一) 新たに水防協力団体の指定の対象となる者について

水防団員及び水防事務を行う消防団員（兼任水防団員）の数は年々減少傾向にあり、また、団員の多くはサラリーマンであることから地域外勤務による昼間不在等により、現実には出勤できない団員が増加しています。

このような状況に対処するため、水防活動の現場では、水防管理者が民間企業等と協定等を締結し、水害発生時に民間企業等も水防活動の一端を担って活動する実態となってきています。

こうした実態を踏まえ、水防協力団体の指定対象を、これまでの一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人のみならず、営利法人を含む民間法人や法人格を有しない自治会、町内会、ボランティア団体等の団体に拡大することにより、水防をめぐる様々な活動の担い手を確保し、地域の総合的な水防力の強化を図ることとしました。

この新たな水防協力団体制度の活用により、

- ・大型建設機械を保有する建設会社等による資機材の提供や大型土のうの作成・運搬、
- ・地域の大型販売店等による水防資材や支援物資の提供、
- ・防災関係の知見を有する大学等研究機関による実効的な水防計画作成や訓練実施の指導、
- ・コミュニティ FM による災害情報の提供（住民への呼びかけ等）や水防の啓発活動、
- ・住民に最も身近な自治会等による住民の避難誘導や避難所運営、
- ・被災者支援の経験やネットワークを有するボランティア団体や NPO による避難所支援

など、民間の様々な主体がそれぞれ有する特性や知見を有効に活用した協力・連携体制の確立が可能となり、地域の水防・防災体制の一層の充実・強化が図られることが期待されることです。

## (二) 新たに水防協力団体に追加される業務について

水防団の活動をサポートするため現場で実際に多く行われている協力活動であり、その効果が大きい水防に必要な器具等の保管や提供を水防協力団体の業務として追加しました。

また一方、このような水防協力団体の活動を支援するため、河川法を改正し、水防協力団体等が行う水防に必要な器具、資材又は設備を保管する倉庫等の設置に係る河川区域内の土地の占用や工作物の新

築等に関して、許可の特例措置を講じることとしました。

## 五 水防の取組に対する支援について

### (一) 地方整備局における相談窓口

これまで説明してきたように、今回の改正では、地下街等をはじめとする多くの民間施設の管理者等の皆様や、都道府県や市町村の皆様が法律改正の趣旨や内容を十分にご理解いただき、的確な対応をとっていただく必要があります。

このため、国土交通省では、法施行後速やかに全国の河川関係事務所に相談窓口を設置し、今回の改正内容の周知や、自衛水防に関する計画作成や訓練の実施等に関する技術的な助言を行うこととしていますので、是非ご活用いただきますようお願いいたします。

### (二) 水防の取組に係る防災・安全交付金の効果促進事業の活用について

今回の改正により義務化又は努力義務化された地下街等における自衛水防の取組、及び水防協力団体による水防資器材の提供等については、都道府県と市町村が共同で作成する「整備計画」に基づく取組に該当する場合、防災・安全交付金の効果促進事業の活用により、市町村を通じて支援を行うことができますので、その活用についてもご検討ください。

# 水防月間をかえりみて

国土交通省水管理・国土保全局  
河川環境課 水防企画室

本格的な出水期を前にした5月（北海道は6月）の水防月間が終了しました。

この月間は、水害の未然防止又は軽減に資することを目的として、国民全般に水防に関する基本的な考え方の普及を図り、水防の意義及び重要性について理解を深めていただくため、昭和62年から毎年実施しているものです。

今年も国土交通省、内閣府、都道府県、水防管理団体（市町村等）の主催により、関係行政機関等の後援、全国水防管理団体連合会、公益社団法人全国防災協会ほか関係団体の協賛を得て、「洪水から守ろうみんなの地域」をテーマに、水防演習や水防技術講習会の実施、水防連絡会の開催、重要水防箇所の水防管理団体との合同巡視、河川管理施設の点検

整備、水防に関する展示などの取り組みを全国各地で実施しました。

この水防月間の主要行事である「水防演習」は、利根川など全国9河川において、地元自治体や住民の方々、関係団体等にご協力頂き、多数の皆様との参加のもと開催されました。水防団による水防工法訓練、水害時における国と自治体との情報伝達訓練、国土交通省のTEC-FORCE活動訓練、消防、警察、自衛隊等による救助・救護訓練など、大規模で充実した内容となりました。

各会場では、独自の伝統水防工法の披露、水防団の技術を競う水防工法競技会の開催、水防団員や地元大学教授による水防工法の分かり易い解説、地元の学生や大使館関係者が参加した水防工法体験、自

平成25年度 水防演習実施箇所

地方整備局等	演習名	実施日	実施場所	出席者
四 国	吉野川水防演習	5月12日(日)	吉野川（左岸） 徳島県三好市三野町芝生地先	坂井 国土交通大臣政務官 ほか
関 東	利根川水系連合水防演習	5月18日(土)	利根川（右岸） 千葉県香取市佐原口地先	梶山 国土交通副大臣 ほか
北 陸	黒部川水防演習	5月19日(日)	黒部川（左岸） 富山県黒部市出島地先	坂井 国土交通大臣政務官 ほか
九 州	大分川・大野川水防演習	5月19日(日)	大分川（左岸） 大分県大分市元町地先	菊川 技監 ほか
近 畿	淀川水防・大阪府地域 防災総合演習	5月25日(土)	淀川（左岸） 大阪府大阪市旭区太子橋1丁目地先	鶴保 国土交通副大臣 ほか
東 北	阿武隈川水防演習	5月26日(日)	阿武隈川（支川荒川左岸） 福島県福島市清明町地先及び南町地先	太田 国土交通大臣 ほか
中 部	天竜川上流水防演習 －大規模水害・土砂災害 対策広域連携実動訓練－	5月26日(日)	天竜川（右岸） 長野県飯田市川路地先及び伊那市小出島 地先	佐藤 国土交通事務次官 ほか
中 国	千代川水防演習	6月2日(日)	千代川（右岸） 鳥取県鳥取市西品治地先	赤澤 国土交通大臣政務官 ほか
北 海 道	オホーツク水防公開演習	6月22日(土)	網走川（左岸） 北海道網走郡美幌町昭野地先	松下 国土交通大臣政務官 ほか

治体の災害バイク隊による情報収集訓練、地元建設企業の協力を得た応急復旧訓練のほか、会場外で地元住民の方々の参加によるハザードマップを活用した指定避難所への避難訓練、駅前地下街で浸水防止のための土のう積み訓練が行われるなど、地域の特色を生かした訓練も行われました。

国土交通省といたしましては、安全で安心できる地域社会を実現するため、治水施設の整備を積極的に推進していますが、ひとたび洪水が起きた場合、

その被害の防止・軽減には水防活動が極めて重要です。今後とも、今年の月間での成果を踏まえ、より効果的な水防活動が実施されるよう水防体制の充実・強化に努めてまいります。

さらに、今国会の水防法改正を受け、河川管理と水防の連携強化、民間企業による自衛水防の取組の推進、水防協力団体の対象や業務の拡大による新たな水防の担い手の確保により、洪水時における「地域の水災力」の向上を図ってまいります。



月の輪工  
(利根川水系連合水防演習)



シート張り工  
(大分川・大野川水防演習)



木流し工法  
(オホーツク水防公開演習)



鉄線蛇かご工  
(天竜川上流水防演習)



改良越水止めネット工  
(淀川水防・大阪府地域防災総合演習)



籠止め工  
(吉野川水防演習)



太田大臣の土のう積み体験  
(阿武隈川水防演習)



各国大使館関係者による水防工法体験  
(利根川水系連合水防演習)



防災エキスパートによるロープワーク講習  
(黒部川水防演習)



地域住民による水防工法体験  
(天竜川上流水防演習)



福島駅前地下街の浸水防止訓練  
(阿武隈川水防演習)



TEC-FORCE による特定緊急水防活動訓練  
(千代川水防演習)

# 特別警報が始まります

気象庁 HP より

**「特別警報」が発表されたら身を守るために最善を尽くしてください。**

## 「特別警報」とは

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。これに加え、今後は、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。

特別警報が対象とする現象は、18,000人以上の死者・行方不明者を出した東日本大震災における大津波や、我が国の観測史上最高の潮位を記録し、5,000人以上の死者・行方不明者を出した「伊勢湾台風」の高潮、紀伊半島に甚大な被害をもたらし、100人近い死者・行方不明者を出した「平成23年台風第12号」の豪雨等が該当します。

特別警報が出た場合、お住まいの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。周囲の状況や市町村から発表される避難指示・避難勧告などの情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとってください。

## 「特別警報」と警報・注意報の関係について

特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表されます。特別警報の運用開始以降も、警報や注意報は、これまでどおり発表されます。

特別警報が発表されないからといって安心することは禁物です。

大雨等においては、時間を追って段階的に発表される気象情報、注意報、警報を活用して、早め早めの行動をとることが大切です。

特別警報の発表基準は、地域の災害対策を担う都道府県知事及び市町村長の意見を聴いて決めます。このうち、津波、噴火、地震（地震動）については、それぞれ大津波警報、噴火警報（レベル4以上）、緊急地震速報（震度6弱以上）など、既にある警報のうち、危険度が非常に高いレベルのものを特別警報として、従来の名称のまま発表する予定です。

詳細につきましては、気象庁 HP をご参照ください。気象庁は、平成25年8月30日（金）0時に「特別警報」の運用を開始する予定<sup>(※)</sup>です。

(※)開始日は後日政令で正式に決定します。

# 「特別警報」イメージ

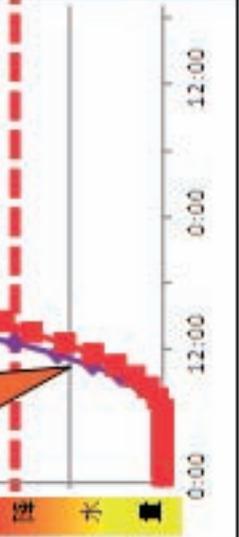
大雨

数十年に一度の大雨となるおそれ大きいときに発表

その後も降り続き、降水量が警報基準を大きく超えるような大雨

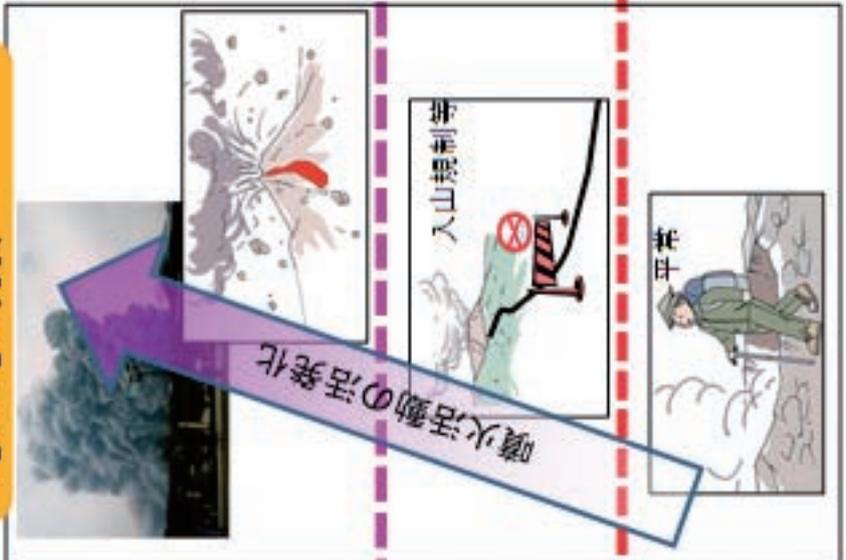
大雨が継続

警報を発表



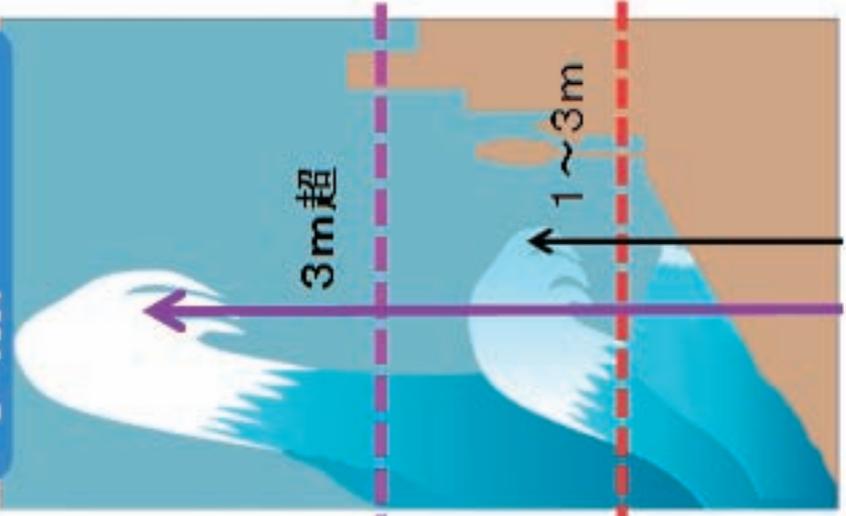
噴火

居住地域に影響が及ぶ噴石や火砕流のおそれ大きいときに発表



津波

内陸まで影響が及ぶ大津波のおそれ大きいときに発表



特別警報

警報

## 平成25年度 全国防災協会定時総会開催



日時：平成25年6月11日(火) 14:00～

会場：砂防会館 別館(シェーンバッハ・サボー)

今年4月1日に公益社団法人となった全国防災協会の初めての定時総会が去る6月11日(火)、東京都千代田区の砂防会館(別館1階:シェーンバッハ・サボー「木曾の間」)において全国各地から役員や会員等60名余の方にご参加をいただき開催されましたので、その概要についてご報告します。

はじめに全国防災協会 陣内孝雄 会長より開催の挨拶があり、引き続き定時総会のご来賓としてご出席いただきました国土交通省水管理・国土保全局 足立敏之 局長よりご挨拶をいただきました。足立局長には業務多忙な中、ご出席を賜り誠にありが

とうございました。また、ご来賓として、野田徹 防災課長にもご出席をいただきました。

当日、政務多忙なため出席できなかった脇 雅史 副会長からは定時総会への祝電をいただいております。

本総会の議事に先立ち、定款の定めるところにより陣内孝雄 会長が議長となり、また、議事録署名人として陣内孝雄 議長、加藤 昭 副会長、藤芳素 生 理事の3名を選任し、平成25年度定時総会の議案審議に入りました。



会長挨拶 (陣内 孝雄 会長)



来賓挨拶 (足立 敏之 局長)



来 賓



協会役員

「議案」

- 第1号議案 平成24年度収支決算の承認について  
(監事監査結果報告)
- 第2号議案 会費規定の制定等について
- 第3号議案 役員の選任について

議案及び報告事項等の詳細については後日、本協会のホームページに掲載されますので、ご参照下さい。

各議案については、それぞれ事務局より説明が行われ、いずれの議案とも満場一致で承認されました。

引き続き、報告事項として、5月23日に開催された第1回通常理事会で承認された下記について事務局より報告がなされた。

- (1) 平成24年度事業報告について
- (2) 平成25年度事業計画及び25年度収支予算について

その他、公益社団法人認定経過についての報告が事務局よりなされた。



会場風景

### 各県出席者状況一覧

《北海道》 2名	《青森》 1名
《岩手》 1名	《秋田》 1名
《山形》 1名	《福島》 1名
《茨城》 2名	《栃木》 1名
《群馬》 1名	《埼玉》 1名
《千葉》 1名	《東京》 1名
《新潟》 3名	《福井》 2名
《山梨》 1名	《長野》 2名
《岐阜》 1名	《静岡》 2名
《愛知》 1名	《三重》 1名

《滋賀》 1名	《京都》 1名
《兵庫》 1名	《奈良》 1名
《鳥取》 1名	《島根》 2名
《山口》 1名	《徳島》 1名
《香川》 2名	《愛媛》 2名
《高知》 1名	《佐賀》 2名
《熊本》 1名	《大分》 1名
《宮崎》 1名	《鹿児島》 1名
《沖縄》 2名	
《当協会役員》 4名	《当協会関係者》 6名
《その他》 3名	

## 査定官メッセージ

## 「査定雑感・査定中の想い」

国土交通省水管理・国土保全局防災課  
災害査定官

馴松 義昭

## 1. はじめに

昨年4月に九州の宮崎県から査定官として赴任し1年数カ月が経過しました。これまでに北海道から鹿児島県まで査定に伺いましたが、各県、市町村の担当者や関係皆様方のお力添えを頂き、お陰様で無事に査定することが出来ました。この紙面をお借りして、お世話になった皆様方にあらためてお礼申し上げます。

私は、東京では単身赴任中で多摩川に近い官舎に住んでいます。査定が無い時は、電車で田舎では経験したことのないようなラッシュの中を霞ヶ関まで通勤しています。土・日には多摩川河川敷周辺を散歩などしていますが、ここにはグラウンドも沢山あり野球、サッカー、テニスなどの光景を楽しむことができ、また、天気がいいときには富士山も夕日とともに見る事が出来ます。

また、春には堤防の下で桜の花見、夏には左岸で世田谷区、右岸では川崎市の花火大会が同時に競争のごとく執り行われ楽しむことが出来ます。この時は、花火だけでなく見物客の多さにも圧倒されます。

## 2. 珍しい発見

全国各地に査定に行きますが南国育ちの私には、東北・北海道などの北日本の査定では珍しい発見をすることがよくあります。それは、復旧事業の内容をはじめ、自然環境、公共施設、風土な

ど様々な違いに気づかされ大変貴重な経験です。

例えば、査定においては、融雪出水による河川災、降雪によるガードレール被災、低温による舗装の凍上災などです。現場までの車中では白樺や笹などの林相の森、高さが2m近い道路のデリネーター、路肩の防雪柵、交差点の縦型信号機など新たな発見です。

また、食べ物や方言についても新たな発見をすることがあります。食べ物は初めて頂く物もありますが、食べたことがある物でも特産品となっている物は地元で食べると違いがあり旨いです。ただ、方言については、逆に薩摩弁に近い宮崎弁で話す私の言葉が分かりづらく申請者の皆様には迷惑をかけたのではないかと感じております。

また、地域独自の生態系や自然環境を守る取り組みも感心しました。

三重県にはネコギギという顔の横にひげが生えた小さなナマズのような魚がいて、国の天然記念物に指定されています。この魚がいる河川では、査定段階から護岸の前面に根固工のように袋詰め玉石工を数列並べ、その中にネコギギの住処となるようポリエチレン管を入れるように工夫して申請があります。

鹿児島県の奄美地区では、表土の赤土が河川や海に流出しないよう土のう積みによる沈砂地を仮設工として計上してあります。

このような取り組みをされている自治体の方々

は、この取り組みだけでなく環境全般に対する意識が高いように感じました。

### 3. 査定中に考えていること

次の3つのことは絶えず考えています。

まず第1点目は安全管理です。査定は交通量の多い道路から山岳地帯の急な斜面、河川・海岸、船上まで様々な現場があります。例えば査定中に大型車が往来している道路の路肩で説明や実測をされたりすることがありますが、私は説明内容よりも危なさの方が気にかかってしまってどうしても査定に集中出来ないことがあります。このような時には場所を変えたり、誘導班を作ってもらったりして体制を整えてから再開するようにしています。

河川では流れの速いところや深いところに入る（飛び込む）ことも意気込みは伝わってきますが危険の度合いの方が強くて気になってしまいます。また、夕方に暗くなると足もとが見えづらく危険になるので、明るい内に現場は切り上げるようにしています。

第2点目は技術力育成・向上です。

災害復旧事業の工法は、材料が入手し易く、また、施行し易い比較的シンプルな工法が多いです。盛土や切土の地質毎の標準法勾配やコンクリートや石積み護岸の法勾配、流速による護岸タイプの使い分け、切土から盛土への流用などは土木の基本的なことです。

例えば盛土・切土の標準勾配は構造的に安定するだけでなくコスト的にも安くなるが多くなります。また、コンクリートブロック積が被災して復旧する際に元来の施設の法勾配に合わせる申請がありますが、構造的に不安定になっている事例があります。すり付けが出来ないほどの短い区

間の場合は別として、構造的に安定していることが必要です。

査定においては、申請工法は尊重するよう心掛けていますが、若い技術者の方とコストも含めその現場に馴染んだ工法を議論することはお互いにとって重要なことと考えています。査定は事前の準備も含め、私にとっても勉強になりますが申請者にとっても、被災原因や被災メカニズムの特定、それを踏まえての対策工法の立案、それらのわかりやすい説明と一連の流れを経験することから貴重な経験になるのではないかと思います。また、構造物が壊れるということを見ることで、新たな構造物に対してしっかりとした物を作れるようになるといったことに繋がると思います。

第3点目は応急工事です。

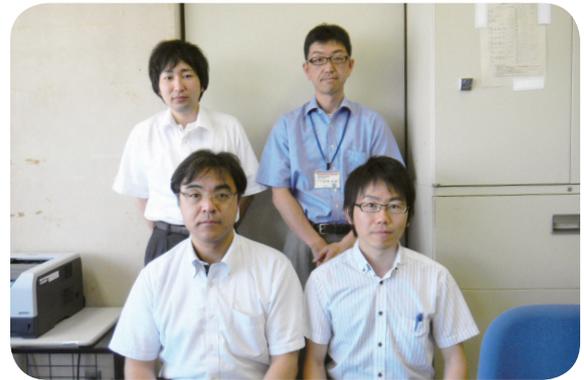
道路が被災した場合交通止めになっていることがよくあります。仮道が申請されていないときは、迂回路が近くにありますかと聴くようにしています。仮道、迂回路どちらかがあれば安心しますが、どちらもないと不安になります。幅員の狭い道路を地元の皆様が仮復旧されている現場がありました。農作業に行くのに不便があったようです。それとは逆に、住宅地域内において道路に出来た段差を歩行者や車椅子での通行者が困らないように管理者が応急対策してある現場もありました。そのような現場では安心を覚え敬意を払いたくなります。応急工事は応急仮工事と応急本工事とがありますがどちらでも遠慮することなく実施していくことが大切だと考えています。

以上取り留めのない話になりましたが、被災から査定、実施まで様々な段階で自治体と国とが互いに連携・協力しながら早期復旧に向け取り組んでいけたら良いと考えています。現場に伺った際にはよろしくお願ひします。

## 会員だより

## 「復興いわてのご紹介」

岩手県県土整備部  
砂防災害課 主査  
對馬 豪敏



岩手県砂防災害課 災害担当【筆者は右上】

## ◆はじめに

東日本大震災から早2年が経過しました。震災直後から全国の皆様に多大なご支援をいただき深く感謝申し上げます。これまで全国の自治体から人的支援等をいただきながら、復旧復興に取り組んできたところですが、防潮堤などの津波防災施設の復旧は未だその緒に就いたところであり、引き続きご支援をよろしくお願いいたします。

## ◆自己紹介

岩手県県土整備部砂防災害課の對馬（つしま）です。平成25年4月に当課配属となりました。岩手県採用16年目です。出身は青森県青森市。たまに津軽弁が出てきます。

## ◆東日本大震災などについて

平成23年3月11日発生の東日本大震災では、岩手県も大規模な被害が発生しました。港湾災も含めると県全体で2,049件の採択を受けております。岩手県の被災概要については、平成24年8月1日の月刊防災に寄稿しており、バックナンバーで見ることができますので、今回は省略させていただきます。

被災当時は県北沿岸の久慈市の事務所に勤務しており、被災直後まだ寒い時期での停電、ガソリンや食料不足などを経験してきましたので、私の体験談を少しご紹介させていただきます。

津波の浮力で橋梁上部工が落橋した現場では、各社で保管しているヒューム管を集め、被災直後で余震も続き心身ともに疲弊する中、夜間作業を行い被災から約1週間で仮設道路を完了させるなど、地元のために奮起する施工業者がたくさんお

りました。

隣の野田村にボランティアに行った時の話になりますが、青森県の三沢基地が近いこともあり、米軍基地の奥さん方が個人的な支援物資をマイカーで運んでくるところに居合わせ、国境を越えた支援を感じました。

さて、岩手県で復旧工事の課題の1つに用地取得の難航があります。防潮堤の嵩上げにより用地取得が伴いますが、海岸沿いですと漁業関係者の昔からの共有地や相続人が多岐に渡るケースもあります。解決方法の1つとして土地収用に向けた事業認定の迅速化にも取り組んでいるところです。

また、平成24年度には冬の異常低温による凍上災や豪雨災が発生し、県全体で計571件の採択を受けております。こちらの復旧も今年度に本格的に始まることとなります。

## ◆他県からの応援職員

岩手県では平成25年度も土木関係で全国から総勢71名の応援職員の派遣をいただいております。

その他にも県の農林水産等の他部署や各市町村への応援職員、復興事業の完了までの期限付き任期職員として採用された方を含めると、もっと多い職員の方に応援に来ていただいております。この場をお借りして感謝申し上げます。

勤務先は主に被害の大きかった沿岸の事務所になります。市街地が被災しているため、与えられた宿舎が事務所と離れているケースもあり、慣れない土地を通勤しながら勤務されているとのこと。

私の前事務所の話ですが、秋田県のFさんは平成23年秋から足掛け3年の長期に渡る派遣となっ

## 会員だより

ており、ご家族の事を考えると頭が下がる思いです。

### ◆少しだけ岩手県の紹介 最近の話題1

現在、NHK朝ドラで放送中のあまちゃん。メインロケ地が岩手県の久慈市です。昨年、撮影エキストラの募集があり、私も子供を連れて1回だけ参加しました。私は放送では映りませんでしたが、前事務所の職員が映っているのを見つけると楽しくなります。



撮影エキストラ参加者に配られたTシャツ(表と裏)

### 最近の話題2

国際リニアコライダー(ILC)。素粒子研究の大型実験施設で31~50kmの地下トンネルと研究施設の誘致。候補地は世界で5箇所あり、国内候補地は岩手・宮城県の北上山地と福岡・佐賀県の脊振山地の2つ。7月下旬に政府が判断し国内候補地を1本化する予定とのこと。岩手に決まれば、尚嬉しいです。

### 最近の話題3

3年後の2016年の秋に岩手国体が開催されます。セーリング等の競技は被災した港付近で開催される予定なので、復旧工事もスピード感を持って行われることとなります。

### いわとマンガ(コミックいわて)

岩手県にゆかりのある漫画家に執筆を依頼し、岩手を題材、文化に焦点をあてたマンガを岩手県と地元新聞社で共同出版したものの。



コミックいわて 1巻と2巻

帯には「岩手県知事責任編集!!」とあり、役所のお堅いイメージを払拭したものとなっています。現在までに第2巻が販売されております。

### じゃじゃめん

冷麺、わんこそばとあわせて、岩手三大麺と呼ばれてます。一頃、JR東日本のCMで女優の吉永小百合さんが「盛岡のソウルフード」と紹介され、知名度が上がった麺です。好みによって酢やニンニク等を混ぜるため、これを食べた後に打合せをすると匂いでバレます。



じゃじゃめん(中央の肉味噌を混ぜて食べます)

### ◆結 び

岩手県では、平成24年度は復興元年、25年度を復興加速年と位置付け、今後とも取り組んで参ります。工事が本格的に始まれば、それに比例して設計変更の件数も増えていく傾向がありますので、防災課の皆様を始め、関係機関の方々のご指導をいただきながら復旧事業を進める所存です。

全国のみなさん、今後とも岩手県をよろしくお願ひします。

協会だより

## 防災危機管理セミナーの開催について

下記の通り当協会主催の防災危機管理セミナーを開催しますので、ご案内します。

防災危機管理セミナー

# 『那須町の防災危機管理を考える』



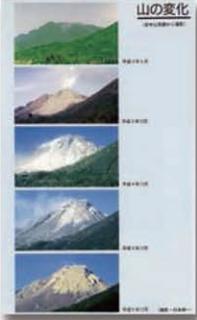
**日時** 平成25年 7月 20日(土)  
午後1時～午後4時30分 午後12時受付開始

**場所** 那須町文化センター 小ホール  
入場無料 参加多数の場合入場を制限することもあります  
那須町大字寺子乙2367-10 TEL0287-72-6565

**講演** 「雲仙普賢岳火山災害から那須岳の火山防災を考える」  
**松井 宗廣** 砂防エンジニアリング(株) 副社長(技師長)  
 元建設省雲仙普賢岳復興工事事務所長  
 (元建設省土木研究所砂防部長)

**「これからの自主防災を考える」**  
**青山 清道** NPO法人にいがたNGOネットワーク理事  
 元新潟大学教授

雲仙普賢岳写真





<b>主催</b>	公益社団法人 全国防災協会
<b>共催</b>	NPO法人栃木県防災士会 余笹川流域連携ネットワーク (一社)関東地域づくり協会 (公財)とちぎ建設技術センター 栃木県砂防ボランティア協会 (公社)日本技術士会栃木県支部 (一社)DCM推進協議会
<b>後援</b>	栃木県 那須町 那須岳火山防災協議会 とちぎの川懇話会 (株)下野新聞社
<b>協賛</b>	(公財)河川財団 那須町経済四団体(商工会・観光協会・JAなすの・森林組合) 日本防災士会北関東連絡協議会(茨城・栃木・群馬) (一社)栃木県建設業協会 (一社)栃木県測量設計業協会 栃木県地質調査業協会 (一社)日本アマチュア無線連盟栃木県支部 日光砂防ボランティア協会 日本赤十字社栃木県支部救急法奉仕団

この事業は (公財)河川財団の河川整備基金の助成を受けています

協会だより

## 平成25年度「水防専門家派遣制度」活用状況

平成25年度の「水防専門家派遣制度」活用状況は平成25年6月25日現在で、別紙-1のとおり、18機

関から延べ日数で48名の方の派遣要請がありました。(派遣済み・派遣予定含む)

別紙-1 平成25年度 水防専門家派遣実績 一覧表

(平成25年6月25日現在)

No.	派遣要請機関	派遣目的	派遣場所	派遣要請日	派遣者数	水防専門家名	備考
1	青森県三八地域県民局地域整備部	水防演習	青森県八戸市	25.4.27~28 25.5.11~12	2名	葛西喜美雄、三浦 恵一	派遣済み
2	鳥取県県土整備部河川課	水防技術講習会	鳥取県鳥取市(千代川スポーツ広場)	25.5.12	4名	竺原 章之、永田 瑞穂 福田 州夫、米田 明德	派遣済み
3	新潟県妙高市	水防訓練	新潟県妙高市	25.5.12	2名	植木 英仁、水澤 清春	派遣済み
4	北海道開発局網走開発建設部	水防技術講習会	北海道網走郡美幌町(美幌町美幌航空公園)	25.5.16 25.6.21~22	1名	葛西 正喜	派遣済み
5	滋賀県土木交通部流域政策局	水防研修会	滋賀県守山市	25.5.21	2名	裕永 正光、福井 保	派遣済み
6	鳥根県出雲県土整備事務所	水防演習	鳥根県出雲市	25.5.21	1名	江角 俊明	派遣済み
7	中国地方整備局出雲河川事務所	水防演習	鳥根県出雲市(斐伊川右岸高水敷)	25.5.25	6名	江角 俊明、大輝 勝 西村 明、土江 秀治 松崎 恭久、金山 義延	派遣済み
8	滋賀県土木交通部流域政策局	水防訓練	滋賀県湖南市(野洲川親水公園)	25.5.26	2名	裕永 正光、福井 保	派遣済み
9	東北地方整備局河川部	東北水防技術競技大会	福島県福島市(阿武隈川支川荒川河川敷)	25.5.26	3名	井上 博泰、浦部 康悦 菅原 信雄	派遣済み
10	(財)秋田県消防協会湯沢市雄勝郡支部	水防訓練	秋田県湯沢市(皆瀬川左岸河川敷)	25.5.26	1名	高橋 富男	派遣済み
11	北陸地方整備局金沢河川国道事務所(手取川・梯川・石川海岸水防連絡会)	水防工法技術研究会	石川県能美郡川北町(取手川右岸)	25.5.28	4名	本田 武、井上 明 中田 進、野沢 寛	派遣済み
12	兵庫県県土整備部河川整備課	水防技術講習会	兵庫県三木市(県立広域防災センター)	25.5.29	2名	裕永 正光、福井 保	派遣済み
13	埼玉県加須市・羽生市水防事務組合	水防訓練	埼玉県羽生市(上新郷河川防災ステーション)	25.6.1	1名	茂木 弘	派遣済み
14	青森県下北地域県民局地域整備部	水防演習	青森県むつ市	25.6.1~2	2名	葛西喜美雄、三浦 恵一	派遣済み
15	秋田県秋田市	水防訓練	秋田県秋田市(雄物川右岸河川敷)	25.6.2	2名	浦部 康悦、黒沢 宇一	派遣済み

No.	派遣要請機関	派遣目的	派遣場所	派遣要請日	派遣者数	水防専門家名	備 考
16	埼玉県大里郡利根川水害予防組合	水防研修会	埼玉県深谷市	25.6.22	1名	茂木 弘	派遣済み
17	岩手県北広域振興局	水防訓練	岩手県久慈市（平沢空中消火基地）	25.7.28	1名	井上 博泰	派遣予定
18	北海道開発局札幌開発建設部	水防技術講習会	北海道富良野市（空知川右岸地先）	25.8.4	1名	葛西 正喜	派遣予定

派遣回数：20回 派遣機関：17機関

延べ派遣者日数：48名

## 水防専門家の活動状況



滋賀県土木交通部 1



滋賀県土木交通部 2



中国地方整備局出雲河川事務所 1



中国地方整備局出雲河川事務所 2



兵庫県県土整備部 1



兵庫県県土整備部 2

# 平成24年発生災害採択事例集

A4判 320頁余 頒価5,000円(消費税込み) 送料協会負担

## 【概要】

本書は、平成24年に発生した災害の概要を記載するとともに、近年の社会情勢の著しい変化を適切に捉え、コスト縮減や新たな技術の採用など、復旧工法等について様々な工夫を加えた事例について、各地方自治体の方々のご協力を得て取りまとめたものであります。

これまでに発刊された各年の採択事例集と同様に、本書が今後の災害復旧の迅速かつ的確な対応並びに災害復旧事業関係者の技術力の向上の一助となれば幸いです。

## 平成24年発生災害採択事例集 【目次】

- |   |   |
|---|---|
| 1. 平成24年発生災害について                                | 4. 平成24年発生災害採択事例                            |
| (1) 平成24年発生災害の概要                                | (1) 河川災害復旧工事<br>(補助災害全体に占める割合：約38%)         |
| (2) 主な平成24年発生災害の概要                              | (2) 海岸災害復旧工事<br>(補助災害全体に占める割合：約5%)          |
| 2. 平成24年発生公共土木施設災害（国土交通省所管）の概要                  | (3) 砂防・急傾斜・地すべり災害復旧工事<br>(補助災害全体に占める割合：約4%) |
| (1) 決定額及び被害報告額                                  | (4) 道路災害復旧工事の概要<br>(補助災害全体に占める割合：約48%)      |
| (2) 決定額内訳                                       | (5) 橋梁災害復旧工事の概要<br>(補助災害全体に占める割合：約2%)       |
| (3) 平成24年発生大規模災害箇所一覧表（4億円以上）                    | (6) 下水道災害復旧工事の概要<br>(補助災害全体に占める割合：約0.2%)    |
| (4) 一定災の推移                                      | (7) 改良復旧工事の概要                               |
| 3. 平成24年河川等災害復旧助成事業・河川等災害関連事業及び河川等災害関連特別対策事業の概要 | 参考1 収録事例特徴別分類表                              |
| (1) 総括  | 参考2 災害査定事務の簡素化                              |
| (2) 平成24年河川等災害復旧助成事業の概要                         |   |
| (3) 平成24年河川等災害関連事業の概要                           |   |
| (4) 平成24年河川等災害関連特別対策事業の概要                       |   |
| (5) 平成24年特定小川災害関連環境再生事業の概要                      |   |

## 新刊ご案内

平成25年5月発刊

実務上手放せない本書をぜひお手元に一冊！

## 災害復旧実務講義集（平成25年度版）

A4判 400頁 頒価4,000円（消費税込み）送料協会負担

## 内容案内

- ・最近の自然災害と防災・減災の取組みについて
- ・災害復旧における環境への取組について
- ・災害採択の基本原則について
- ・災害復旧事業の技術上の実務について  
——設計積算と工事実施——
- ・災害査定の留意点について
- ・改良復旧事業の取扱いと事業計画策定について
- ・災害事務の取扱いについて
- ・下水道における災害査定について
- Ⅰ 災害復旧制度の概要
- Ⅱ 災害報告
- Ⅲ 災害事務の管理
- Ⅳ 国庫負担率の算定事務
- Ⅴ 災害復旧事業の予算
- Ⅵ 改良復旧事業等に対する補助制度
- Ⅶ 災害復旧事業費の精算と成功認定
- ・福岡県 矢部川災害復旧助成事業

## 図書ご案内

平成20年5月発刊

## 写真と映像で学べる DVDビデオ付 『水防工法の基礎知識』

A4判 83頁 カラー印刷 頒価2,800円（消費税込み）送料協会負担

突然洪水などが起きた時、人命や財産を守るため、その地域に住んでいる人々が被害を最小限に食い止めようとすることを水防活動といいます。状況に応じて、最適な水防工法を実施します。

本書では、水防に欠かせない『ロープワーク』『準備工』『水防工法』の基礎に加え、『水防技術の応用』や『くらしへの応用』など、一般・家庭にも役立つ技術を紹介しています。さらに、本書の内容をそのまま映像化したビデオ（DVD）も添付いたしました。水防工法の習得・研鑽に最適な教材と確信しております。

## 水防工法の基礎知識内容案内

ロープワーク

水防工法

くらしへの応用

準備工

水防技術の応用

〈資料〉

詳細については、公益社団法人 全国防災協会ホームページの出版図書案内をご参照下さい。

平成25年 発生主要異常気象別被害報告

平成25年 6月14日現在 (単位：千円)

	冬期風浪及び風浪		豪雨		地すべり		融雪		地震		梅雨前線豪雨		台風		その他		合計	
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
北海道 青森 岩手 宮城 秋田	2	260,000			1	60,000	3	200,000							19	448,800	25	968,800
山形 福島 茨城 栃木 群馬			1	80,000											2	110,000	2	110,000
山形 福島 茨城 栃木 群馬																	1	80,000
埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟																	4	54,000
新潟	2	180,000															2	180,000
富山 石川 福井 山梨 長野	<3> 6	<260,000> 720,000															<3> 6	<260,000> 720,000
岐阜			7	60,138													7	60,138
静岡			20	258,000	1	400,000											21	658,000
愛知			1	10,000													1	10,000
三重			7	42,000													7	42,000
滋賀																		
京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山									<4> (1) 11	<33,000> (25,000) 237,000							<4> (1) 11	<33,000> (25,000) 237,000
奈良					1	180,000											1	180,000
和歌山			3	13,500	2	72,000											5	85,500
鳥取 島根 岡山 広島 山口	1	36,000															1	36,000
徳島 香川 愛媛 高知 福岡			1	6,600													1	6,600
高知			24	149,500	2	120,000											26	269,500
佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎																	8	67,500
宮崎												3	35,000				11	102,500
鹿児島 沖縄			1	34,042	1	240,000						12	55,000				14	329,042
沖縄			6	109,000													6	109,000
札幌 仙台 さいたま 千葉 横浜 川崎 相模原 新潟 静岡 浜松 名古屋 京都 大阪 堺 神戸 岡山 広島 北九州 福岡 熊本																		
補助計	<3>	<260,000>							<4> (1)	<33,000> (25,000)							<7> (1)	<293,000> (25,000)
直轄計	11	1,196,000	83	884,280	8	1,072,000	3	200,000	11	237,000	15	90,000			21	558,800	152	4,238,080
合計	2	247,000	1	150,000											1	67,273	4	464,273
合計	13	1,443,000	84	1,034,280	8	1,072,000	3	200,000	11	237,000	15	90,000			22	626,073	156	4,702,353

※上段 ( ) 内書きは、下水道・公園分、< >内書きは港湾・港湾に係る海岸分である。